

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	池ノ塚、ウルイ塚	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり197円以上のものについてはその評価額を197円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.1	—	—	中 6.1	中 6.1		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.6	純 18	純 7.5	純 7.5		
		新田、田通								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり255円以上のものについてはその評価額を255円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.8	純 14	純 7.5	純 7.5		
		小菅、田通原								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり239円以上のものについてはその評価額を239円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.6	純 18	純 7.5	純 7.5		
		御所平								
		1 1984番地								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり622円以上のものについてはその評価額を622円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.3	—	—	中 5.3	中 5.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.6	純 19	純 7.5	純 8.9		
		2 上記以外の地域								
(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり222円以上のものについてはその評価額を222円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2				
(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.6	純 19	純 7.5	純 8.9				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大津	(1) 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿	30	1.1	中 6.1	中 11	中 5.5	中 11		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.0	純 5.5	純 2.9	純 4.4		
か	川原畑	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.2	純 7.2				
		2 上記以外の地域			純 3.6	純 5.0				
		上記以外の地域								
	川原湯	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.5	中 11	中 5.8	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.8	純 5.3	純 2.6	純 3.6		
		上記以外の地域			純 3.5	純 7.9				
き	北軽井沢	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道146号線沿			純 8.9	純 23				
		2 上記以外の地域			純 7.1	純 16				
		上記以外の地域								
		1 大屋原								
		(1) 1924番地								
		イ 大学村								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり364円以上のものについてはその評価額を364円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり380円以上のものについてはその評価額を380円とみなして	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり302円以上のものについてはその評価額を302円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.8	—	—	中 6.8	中 6.8		
		(3) 王領地の森分譲地								
		山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり593円以上のものについてはその評価額を593円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.6	—	—	中 5.6	中 5.6		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり302円以上のものについてはその評価額を302円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 国道146号線沿	30	1.1	中 17	中 28	中 112	中 145		
		(ロ) 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 19	純 11	純 11		
		1 1 上記以外の地域	30	1.1	純 9.6	純 18	純 7.5	純 6.6		
		な	長野原	農業振興地域内の農用地区域						
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿					純 13	純 22				
(2) 上記以外の地域					純 6.6	純 11				
2 上記以外の地域					純 3.9	純 6.2				
上記以外の地域										
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 20	中 31	比準	比準				
(2) 上記以外の地域	40	1.1	純 6.8	純 11	純 5.2	純 7.6				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
な	長野原	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 6.3	中 11	中 6.3	中 13			
		(2) 吾妻川より南側の国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 12	中 16	中 7.3	中 7.6			
	(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.0	純 6.3	純 4.8	純 6.2				
	は	羽根尾	農業振興地域内の農用地区域								
			1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿			純 4.0	純 6.7				
			2 上記以外の地域			純 3.3	純 5.7				
			上記以外の地域								
		1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.2	中 11	中 5.5	中 9.1			
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.5	純 6.0	純 3.5	純 5.5			
林		農業振興地域内の農用地区域									
		1 国道145号線バイパス沿				純 4.2	純 7.2				
	2 上記以外の地域				純 3.6	純 6.2					
	上記以外の地域										
1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.5	中 11	中 5.8	中 11					
2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.8	純 6.4	純 2.9	純 4.1					
ふ	古森	農業振興地域内の農用地区域									
		1 国道146号線沿				純 2.9	純 6.2				
		2 上記以外の地域				純 2.6	純 5.7				
	上記以外の地域										
	1 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり105円以上のものについてはその評価額を105円とみなして右の倍率を適用する。）	40	8.0	—	—	中 8.0	中 8.0				
	2 上記以外の地域										
(1) 国道146号線沿	30	1.1	中 4.0	中 8.5	中 6.6	中 9.0					

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ふ	古森	(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 5.9	純 5.5	純 6.2		
よ	与喜屋	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿			純 4.4	純 12				
		2 上記以外の地域			純 3.4	純 8.5				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.4	中 15	中 8.4	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.5	純 8.5	純 5.5	純 6.6		
	横壁	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.3	純 7.0				
		2 上記以外の地域			純 4.2	純 4.2				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.3	中 11	中 5.5	中 9.1		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.3	純 4.3	純 3.7	純 4.4		